様式第１号（第４条関係）

パブリックコメント手続募集案内

案件名		結城市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
担当課		都市建設部　都市計画課　開発指導係
案の公表及び意見募集期間		令和８年１１月９日（月）～令和８年１２月８日（火）
案の公表場所		結城市ホームページ 担当課窓口 石島建設プラネットホーム・ゆうき図書館 結城出張所 江川出張所 山川出張所
意見の提出方法		提出先
	持参	都市建設部　都市計画課　開発指導係
	郵便	〒３０７-８５０１　茨城県結城市中央町二丁目３番地 都市建設部　都市計画課　開発指導係
	ファクシミリ	０２９６－３３－６６２７
	電子メール	toshikeikaku@city.yuki.lg.jp
	その他	
※住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）を明記してください。 ※いただいた案件に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。		
作成した趣旨・目的・背景		本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展に伴い、既存集落の維持保全が課題となっています。本市において、結城紬をはじめとする伝統産業や農業、そして地域ごとに育まれてきた歴史・文化、人々の暮らしを未来へと確実に受け継いでいくことが重要となる時期を迎えています。 区域指定により、こうした集落特有の魅力と居住環境を維持しつつ、新たな視点や考え方も取り入れることで、地域コミュニティの維持保全と計画的な土地利用の両立を図ります。 時代の変化に即した、地域の豊かな個性を次代へと継承できる持続可能なまちづくりを目指すことを目的とします。
公表資料		①市街化調整区域における区域指定制度について ②結城市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（案）

	③結城市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（案）新旧対照表 ④指定検討区域図北部（縮尺 10000 分の 1）、指定検討区域図南部（縮尺 10000 分の 1）
問合せ先	結城市役所　都市建設部　都市計画課　開発指導係 電話　　０２９６－３４－０３６３（直通） ＦＡＸ　０２９６－３３－６６２７ E-mail　toshikeikaku@city.yuki.lg.jp